

汚染負荷量賦課金

徴収関連業務の手引き

(2023年度)



独立行政法人 **環境再生保全機構**



日本商工会議所

The Japan Chamber of Commerce and Industry

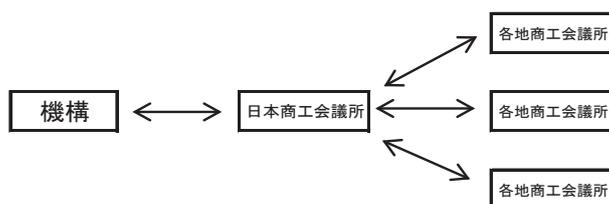
目 次

I はじめに	
1. 経緯	1
2. 個人情報及び法人情報等の保持について	1
3. 連絡及び問合せ体制	1
4. 留意事項	2
5. 徴収関連業務の流れ	3
II 機構から提供する資料等	
1. 業務実施に関する資料	4
2. 委託業務関連オンラインシステム Web サイトからダウンロードするもの	4
3. 委託業務関連オンラインシステムの流れ	5
4. 申告形態(オンライン申告、FD・CD 申告、用紙申告)に応じた申告の流れ	5
III 徴収関連業務の内容について	
1. 申告関係書類の送付	6
2. 円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供及び相談への対応	8
3. 適切な「申告書」提出の懇諭	11
4. 「申告書」等の受理及び点検	12
5. 申告状況の確認・連絡	15
6. 未申告事業者に対する指導	16
7. 事業者の申告の記録	16
8. 「申告書」等の機構への送付	16
9. 徴収実施期間後の事業者からの相談	18
10. 帳簿等の保存	18
IV 点検要領・記載例	
1. 現在分 SO _x 排出状況(前年度との乖離状況一覧)記載例	19
2. 「各地商工会議所別委託事業実績書」記載例	20
3. 「業務実施台帳」記載例	23
4. 商工会議所一覧	24
V 点検マニュアル・作業チェックシート(日本商工会議所 作成)	
1. 点検マニュアル	26
2. 作業チェックシート	31

I はじめに

1. 経緯

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。)及び公害健康被害補償業務の徴収関連業務における民間競争入札実施要項に基づく入札を行った結果、2019 年 3 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日まで、独立行政法人 環境再生保全機構(以下「機構」という。)は日本商工会議所と委託契約を締結し、日本商工会議所は各地商工会議所と再委託契約し、汚染負荷量賦課金の徴収関連業務の一部を担当していただくことになりました。



2. 個人情報及び法人情報等の保持について

再委託契約に基づき、各地商工会議所の役職員、その他徴収関連業務に従事する者又は従事していた者は、徴収関連業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはいけません。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、公共サービス改革法第 54 条の規定により罰則の適用があります。

なお、徴収関連業務従事者が変更したときは、すみやかに日本商工会議所に連絡してください(3 月下旬に、日本商工会議所より 2023 年度徴収関連業務従事者の確認及び変更の連絡様式のご連絡を行いますので、同連絡に基づきご対応ください)。

3. 連絡及び問合せ体制

各地商工会議所からの連絡及び問合せについては、原則として日本商工会議所が受け付けます。ただし、急を要する場合や特定の事業者の個別の事情に関する相談については、直接機構へ連絡することも可能です。

その場合は後日、連絡、問合せの内容及び機構からの回答について、日本商工会議所に連絡してください。

(1) ご連絡方法

日本商工会議所(sangyo2@jcci.or.jp)宛に電子メールにてご連絡ください。

(2) 連絡頻度

連絡、質問の都度ご連絡いただくか、複数回の連絡、質問内容をまとめてご連絡いただくか、各地商工会議所にて都合のよい方法をお選びください。

(3) 連絡内容等

「商工会議所名」「連絡、質問の内容」「機構からの回答」の3点

記載方法は、メール本文に直接ご記入いただくか、複数回分を添付ファイルにまとめたものをご送付ください。

4. 留意事項

2023年度の本業務の実施にあたり、以下の点にご留意ください。

(1) 納付義務者(以下「事業者」という。)への汚染負荷量賦課金申告関係書類の送付について

前年度に引き続き、機構では紙資源の保護及び環境への配慮という観点から、各種用紙の印刷部数を減らしておりますので、送付にあたっては以下の点にご注意ください(p.6～8 参照)。

【前年度に用紙申告した事業者】

- ・用紙申告書、年間排出量の算定の過程を示す書類等(A～b 様式)を送付

【前年度にFD・CD 申告した事業者】

- ・FD・CD 貼付用ラベルを送付

(2) クリアファイルについて

【前年度にFD・CD 申告、用紙申告した事業者数+予備見込分】を配布します。

CDを使って申告している場合は、CDをCDケースに保管し、CD収納用クリアフォルダのCD収納スペースに入れてください。

また、CD収納スペースのないクリアファイルを配布しますので、用紙申告した事業者に使用してください。なお、余ったクリアフォルダは必ず機構に返却してください。

なお、**クリアフォルダは、1事業者につき1枚使用するものとし、複数事業者分の申告書類を1枚のクリアフォルダにまとめないでください。**

5. 徴収関連業務の流れ

実施時期	機構	日本商工会議所	各地商工会議所	事業者
2月以前	← ・委託業務関連オンラインシステム認証情報(マニュアル※p.4→)	・相談窓口または受付窓口に従事する者の一覧の提出 ・機構から認証情報を受領。各地へ認証情報を送付	→ ・認証情報を受領	
3月上旬	・徴収実施期間開始		・相談窓口の開設 (p.8)	
3月中旬	・担当者研修会(動画視聴)	・担当者研修会の出席調整 情報提供	・担当者研修会 Web 視聴 ・「納付義務予定者名簿」のダウンロード開始(マニュアル p.16→) ・宛名ラベル印刷(マニュアル p.75→)	
3月下旬	・申告関係書類の送付(説明・相談会案内同封)	2023年度徴収関連業務従事者の確認 及び変更の連絡様式の連絡	・申告関係書類の受理 ※必ず内容(p.6.7)を確認すること 「納付義務予定者名簿」の最終版(「補正名簿」)3/31をダウンロード ・宛名ラベル印刷(マニュアル p.75→)	
4月上旬			・申告関係書類の送付(p.6.7) (↑説明・相談会案内を同封) ・委託業務関連ファイルシステム、Excel 雛型ファイルダウンロード	・申告関係書類の受理
4月1日～5月15日			・説明・相談会開催 (p.8)	・説明・相談会出席
4月1日～6月14日 ※申告納付期限 5月15日 土曜・日曜の場合 翌月曜日	・「申告書」の受理 -オンライン申告	・連絡調整 ・進捗管理等	・受付窓口の開設 (p.12) ・「申告書」の受理及び点検 (p.12～15) (オンライン申告の状況確認) ・事業者の申告の記録 (p.16)	・「申告書」の作成・提出
5月15日まで			・「申告書」提出の懲滯 (p.11)	
5月15日以後		・申告状況の報告を依頼(5/16ごろ) ・申告状況の報告 (p.16)	・申告状況の確認・報告 (p.16)	
5月16日～6月14日	・未申告事業者に対する措置	・未申告事業者に対する指導 (p.16)	・未申告事業者に対する指導 (p.16)	
5月25日	・「申告書」の受理 -用紙申告 -FD・CD 申告		・「申告書」等の機構への送付 申告納付期限後10日以内に機構へ到着 (p.16～18)	
6月14日	・徴収実施期間終了			
6月15日～6月30日			・「各地商工会議所別委託事業実績書」、 「業務実施台帳」の機構への送付 (オンラインで送信) (p.18)	
7月1日～	・機構に引継ぎ	・事業者からの相談 (p.18) ・徴収関連業務従事者からヒアリング	・事業者からの相談 (p.18)	・期限後の相談等
～8月31日		・「事務取扱事業者数決定通知書」送付 ・「委託事業実績報告書」の提出	・「事務取扱事業者数決定通知書」確認 ・「徴収関連業務委託費請求書」	
9月～10月末	検査の実施 業務委託費の確定 ・業務委託費の支払	・「徴収関連業務委託費請求書」 ・業務委託費の支払		

※マニュアルは「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」を指す。以下同じ。

II 機構から提供する資料等

1. 業務実施に関する資料

- (1) 「汚染負荷量賦課金徴収関連業務の手引き」(説明動画あり)
- (2) 「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(説明動画あり)
- (3) 「汚染負荷量賦課金 申告・納付の手続き」(緑冊子)
- (4) 「汚染負荷量賦課金 申告書類作成マニュアル」(青冊子)
- (5) 汚染負荷量賦課金 申告・納付特設サイト(以下「**賦課金特設サイト**」という。)
各種資料や説明動画など、賦課金に関する総合情報サイトです。
- (6) 「制度の概要」、「申告書の作成方法」等、説明動画
 - ①制度の概要
 - ②申告書の作成方法
 - ③算定様式の作成方法
 - ④オンライン申告

※ (2)は、委託業務関連オンラインシステム上での閲覧又はダウンロードとなります。2023 年度からは冊子での配布は致しません。

※ (3)、(4)は、事業者への冊子での配布は 2022 年度版が最後となります。2023 年度からはダウンロード形式での利用となります。各地商工会議所には、説明用として冊子の配布を継続します。

2. 委託業務関連オンラインシステムからダウンロードするもの

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」参照

- (1) 「納付義務予定者名簿」(賦課金番号順)
 - ① 帳票形式：帳票形式の Excel ファイルです。
 - ② リスト形式：宛名ラベル作成の二次加工が可能となるよう、1 行につき 1 事業者を記載したリスト形式の Excel ファイルです。

(2) 申告用 Excel 雛型ファイル

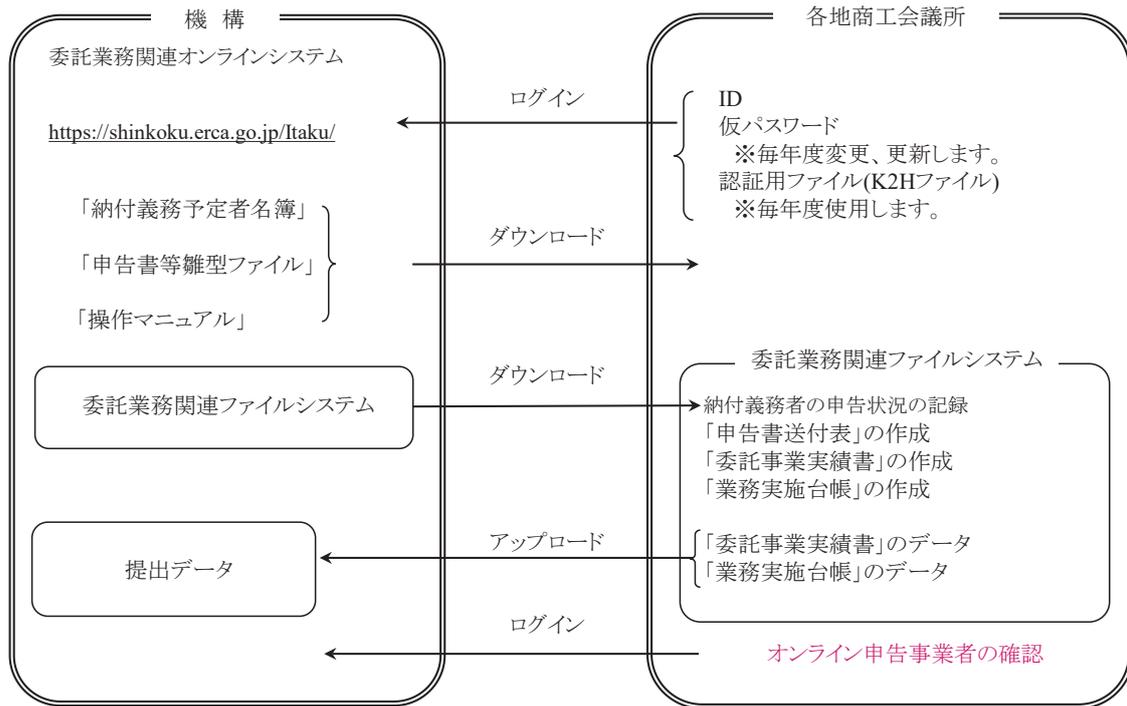
事業者がインターネットに接続できない等の理由で賦課金ホームページから Excel 雛型ファイル等を入手できない場合は、各地商工会議所において Excel 雛型ファイル等をコピーして当該事業者へ提供してください。

(3) 「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」

(4) 委託業務関連ファイルシステム

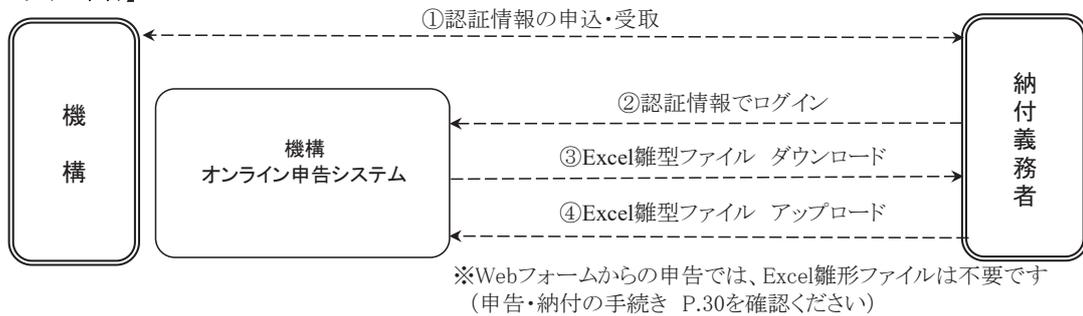
事業者の申告状況の管理と機構に提出する「申告書送付表」、「各地商工会議所別委託事業実績書」(以下「委託事業実績書」という。)、「業務実施台帳」の作成を行います。

3. 委託業務関連オンラインシステムの流れ

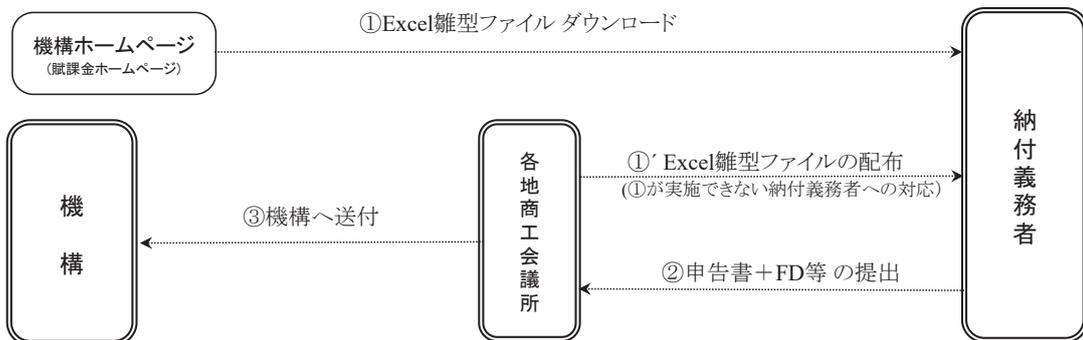


4. 申告形態(オンライン申告、FD・CD申告、用紙申告)に応じた申告の流れ

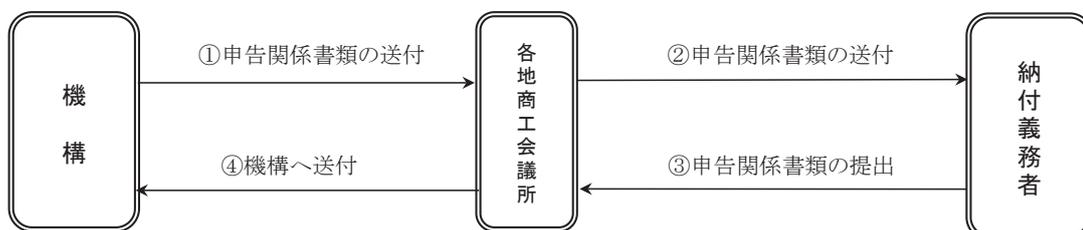
【オンライン申告】



【FD・CD申告】



【用紙申告】



III 徴収関連業務の内容について

1. 申告関係書類の送付

「納付義務予定者名簿」に記載されたすべての事業者に対して、機構の指示に基づいて申告関係書類を送付してください。

各地商工会議所においては、機構から申告関係書類を受領した後、**4月上旬**にすみやかに事業者に送付してください。



注意

注1) 3月中に事業者へ申告関係書類が到着し、**3月中に申告・納付をしてしまうケース**があります。3月中は前年度であるために**取扱金融機関も巻き込んだ対応が必要となる**ことがあります。

注2) その一方で、事業者から配付時期が遅いとクレームが発生することもあります。

☞ 以上より、事業者へは**4月上旬に到着する**ようなタイミングで送付をお願いします。

(1) 「納付義務予定者名簿」

「納付義務予定者名簿」(帳票形式及びリスト形式の Excel データ)は、機構が各地商工会議所ごとに作成します。事業者の移転・閉鎖などに伴う管轄商工会議所の変更等を反映した名簿を3月15日頃より委託業務関連オンラインシステムからダウンロードすることができます。

(2) 「補正名簿」

3月中に合併・分割や名称、住所の変更など「納付義務予定者名簿」の内容に変更があった場合には、その都度、機構から変更前と変更後の管轄商工会議所に「**補正名簿**」としてご連絡します。

変更後の「納付義務予定者名簿」の最終版は、3月31日に委託業務関連オンラインシステムにアップされます。4月1日以降に再度、最終版の「納付義務予定者名簿」をダウンロードしてください。

また、4月1日以降については名簿の更新は行いませんが、管轄商工会議所と機構で互いに知り得た最新の情報をすみやかに共有することで対応します。

(3) 宛名ラベル印刷

委託業務関連ファイルシステムより、「納付義務予定者名簿」「補正名簿」を使用して、納付義務予定者の送付先を宛名ラベルにて印刷することが可能です。(マニュアル P.75～P.79 参照)

(4) 申告関係書類等

申告関係書類等は、p.7(①～⑭)の書類等を指します。申告関係書類等のうち、事業者へ送付するものについては、送付先・送付枚数等に誤りのないように送付してください。

特に⑤～⑦の配布については、各書類に事業者情報が記載されております。資料組み作業終了後及び封入後など複数回の確認を複数人、複数階層により確実にを行い、誤送付のないようくれぐれもご留意ください。また、各地商工会議所にて使用されたクリアファイルの残部は必ず機構へ返却してください。

各地商工会議所から事業者へ送付する申告関係書類

番号	申告関係書類等の名称	事業者への送付			1事業者への送付部数	備考
		オンライン	FD・CD	用紙		
①	送付状(2023年度 汚染負荷量賦課金申告関係書類の送付について)		○		1枚	
②	2023年度 汚染負荷量賦課金賦課料率について		○		1枚	
③	公害健康被害補償制度の概要 2023年度賦課料率について		○		1部	PowerPoint を印刷した資料
④	2023年度 汚染負荷量賦課金申告・納付について		○		1部	PowerPoint を印刷した資料
⑤	2023年度 汚染負荷量賦課金申告書 (※賦課金番号等の印字あり)	×	×	○	1部	※ 事業者情報記載資料のため配布先注意
⑥	2023年度 汚染負荷量賦課金納付書 (※賦課金番号等の印字あり)		○		1部	全事業者へ配布 ※ 事業者情報記載資料のため配布先注意
⑦	電子納付用入力シート (※賦課金番号等の印字あり)		○		1枚	全事業者へ配布 ※ 事業者情報記載資料のため配布先注意
⑧	年間排出量の算定の過程を示す書類 (A～Dの各様式)	×	×	○	必要枚数を 送付	「納付義務予定者名簿」(帳票形式)を確認のうえ、用紙申告の事業者に対して必要枚数を送付してください。
⑨	補正後の脱硫効率の算定の結果を示す書類 (E様式)					
⑩	排出ガス測定の結果を示す書類 (b様式)					
⑪	FD・CD 貼付用ラベル	×	○	×	1枚	「納付義務予定者名簿」(帳票形式)を確認のうえ、FD・CD 申告の事業者に対して送付してください。
⑫	2023年度 汚染負荷量賦課金申告・納付に関するアンケート		○		1枚	全事業者へ配布
⑬	オンライン申告に関するチラシ		○		1枚	全事業者へ配布
⑭	ペイジーに関するチラシ		○		1枚	全事業者へ配布

(注1) 上記⑤及び⑧～⑩の配布にあたっては、前年度の申告方法によって配布する/しないが異なりますのでご注意ください。前年度と異なる申告方法で依頼があった場合は、予備分から各書類を配布してください。

(注2) すべて予備分を含めて送付しておりますが、書類が不足した場合は機構へご連絡ください。

(注3) クリアファイルは、事業者から送付された申告関係書類を1事業者単位に各地商工会議所がファイリングしてもらうものです。事業者へ送付するものではないのでご注意ください。

2. 円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供及び相談への対応

(1) 申告納付説明・相談会の開催

汚染負荷量賦課金制度への理解・協力を得るため、事業者に対して申告納付説明・相談会を開催します。

2023年度は、説明事項をまとめた動画を視聴する方式で実施します。

質問は、原則として商工会議所が対応してください。また、新たに**賦課金特設サイトにチャットボット**を開設しておりますので、ぜひご活用ください。

(2) 相談窓口の開設

徴収実施期間(3月1日から6月14日までの間)中は、相談窓口を開設し、事業者からの申告・納付に関する問合せや相談に対応してください。

申告・納付期限間近になると、各事業者からの問合せが多くなるので、その対応には万全を期し、適切に対処してください。

(3) 指導のポイント

事業者への指導にあたっては、機構から提供する資料を参照してください。

① 申告方式(オンライン申告、FD・CD申告、用紙申告)の確認

次の申告方式から1つを選択して申告しているか確認してください。また、3つの申告方式を混在して提出している場合は、1つの方式にまとめて提出するように指導してください。

<申告方式>

ア オンライン申告

賦課金特設サイトの届出書フォームから「電子申告等届出書」を提出して、オンライン申告システムにログインするための認証情報を入手します。認証情報を使用して同システムにログインして、申告書と各算定様式の Excel 雛型ファイルを手し、申告データを作成のうえ、同サイトから機構にデータを送信します。

今年度より、算定様式の提出が必要のない事業者の方に対して、新たに Web 入力フォームを開設しました。

イ FD・CD 申告 ※FD・CD 申告は 2023 年度をもって終了予定です。

賦課金ホームページから、申告書と各算定様式の Excel 雛型ファイルをダウンロードし、同ファイルに入力して申告データを作成し、「申告書」のみを印刷(各算定様式は印刷不要)のうえ、「申告書」と算定様式の申告データを保存したメディア(FD、CD、USB メモリーなど)と一緒に商工会議所へ提出します。

ウ 用紙申告

所定の複写式の用紙を使って「申告書」と各算定様式を作成、管轄の商工会議所へ提出します。

② オンライン申告の指導事項

ア オンライン申告を行う場合は、**賦課金特設サイト**の届出書フォームから「電子申告等届出書」を提出して、オンライン申告システムへログインするための認証情報(ユーザ ID、仮パスワード及び認証用ファイル(K2H ファイル))を入手するよう指導してください。

イ **【今年度新規】**算定様式の提出が必要のない事業者の場合、オンライン申告システムから、「オンライン申告(算定なし用)」をクリックの上、申告書 Web フォームより申告を行います。**詳しくは、「申告・納付の手続き」P.30 から P.33 をご確認ください。**

ウ 算定様式の提出が必要である事業者の場合、オンライン申告システムから、「オンライン申告(Excel 雛型ファイルの利用)」をクリックの上、今までどおり Excel 雛型ファイルをダウンロードし、作成した提出用データ(Excel 雛型ファイル)を、オンライン申告システムからアップロードします。なお、**提出用データ(Excel 雛型ファイル)の名称は変更しない**よう指導してください。

エ 申告用 Excel 雛型ファイル上の黄色のセルに必要な事項を入力するよう指導してください。

③ FD・CD 申告の指導事項

ア 賦課金ホームページから申告用 Excel 雛型ファイルをダウンロードして作成するよう指導してください。

なお、事業者がインターネットに接続しておらず、申告用 Excel 雛型ファイルをダウンロードできない場合は、相談窓口で申告用 Excel 雛型ファイルを CD 等のメディアに複写する等の便宜を図ってください。

イ 「前年度データ複写」の機能を使って「申告書」を作成する際、複写されるデータに入力された所在地、名称等が前年度から変更されている場合は、変更後のデータを入力するとともに、「名称等変更届出書」の提出を依頼してください。

ウ 「申告書」は、メディアに Excel 雛型ファイルで保存するとともに、入力済の「申告書」を印刷し、メディアと併せて商工会議所へ提出するよう指導してください。

エ 各算定様式、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E 様式)」、「排出ガス測定の結果を示す書類(b 様式)」及び「加重平均一覧表」は、メディアに Excel 雛型ファイルを保存したうえで提出するよう指導してください。

オ 必ず 1 事業者 1 枚のメディアに、作成した「申告書」と算定様式等の Excel 雛型ファイルを保存して提出するよう指導してください。

また、提出にあたっては、メディアに必要な事項を記載したラベルを貼付**(CD の場合はケースに貼付)**して提出するよう指導してください。

④ 用紙申告(複写式の紙での申告)の指導事項

ア 用紙の「申告書」中の所在地・名称及びこれらのフリガナ、郵便番号、電話番号及び業種名はすでにプリントしてあります。内容に変更がある場合は、二重線で抹消して当該欄余白に変更後のものを記入します。

また、所在地の名称に変更がある場合は、「名称等変更届出書」の提出を依頼してください。(点検マニュアル、「申告・納付の手続き」p.12～参照)

イ **資本金、最大排出ガス量等については、記入漏れが非常に多い**ので、記入漏れのないように指導してください。

⑤ 各種届出書についての指導事項

ア 各種届出書の様式は、**賦課金特設サイトの各種届出書フォーム**に入力して提出するように案内してください。

イ 事業者から、**工場等の全面廃止**や移転、法人名の変更等の連絡があった場合は、

・「**名称等変更届出書**」

オンライン申告を行っている事業者は、オンライン申告システムから届出書を作成し、提出するよう指導してください。

・「**ばい煙発生施設使用廃止届出書(写)**」

(=大気汚染防止法に基づき都道府県知事等に提出するもののコピー)

等を必要に応じ機構に提出するよう指導してください。

特に、事業場を閉鎖した場合、「名称等変更届出書」の送付先欄に、以後の申告関係書類等の送付先を記入するよう指導してください。(「申告・納付の手続き」p.12 参照)

ウ 合併、会社分割、事業譲渡、施設の賃貸借等により組織形態が変わる場合は、機構に連絡するよう指導してください。

エ 毎年3月下旬にユーザ ID、仮パスワードが記載されたハガキ(以下「認証情報ハガキ」という。)を機構からオンライン申告の事業者へ郵送していたが、仮パスワードの年度更新を廃止することにもない、2023年度申告分より認証情報ハガキの発行・郵送を廃止しました。

そのため、事業者から「毎年郵送されていた認証情報ハガキが届いていない」といった問合せがあった場合は、廃止となった旨回答してください。

<工場等の全面廃止や移転、法人名の変更等の際に別途必要な書類>

変更理由	確認書類
全面廃止または工場移転の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)
合併の場合	①合併契約書(写) ②会社登記簿謄本(写)※
会社分割・事業譲渡の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ②分割契約書(写)、事業譲渡契約書(写)など ③会社登記簿謄本(写)
施設の賃貸借・譲渡、 土地・建物の信託の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ②賃貸借契約書(写)、施設譲渡契約書(写)、 土地信託契約書(写)、土地信託受益権売買契約書(写)等のうち、 変更内容に該当するもの ③会社登記簿謄本(写)

※ 国税庁法人番号公表サイト等において、合併したこと及び合併後の法人名を確認できる場合には提出不要です。

エ 代表者又は代理人に変更があった場合の各種届出書の提出の指導については下表を参照してください。

申告方式	変更	手続き内容
すべての申告 （オンライン FD・CD 用紙）	代表者	変更後の代表者を「申告書」に記入してください。 届出書の提出は不要です。
	代理人	原則として代表者名による申告をお願いしてください。 “代理人”による申告を希望する場合は、「代理人選任・解任届出書」を提出してください。

3. 「申告書」提出の懲滞

申告・納付期限までの間、注意喚起のために、電話、メール、訪問等の方法により、「申告書」の提出を懲滞してください。

(参考)

1988年(昭和63年)3月1日に公害健康被害補償法の改正法が施行され、改正後の事業者は、1987年(昭和62年)4月1日現在で一定規模以上のばい煙発生施設を設置している者に固定された。そのため、1987年(昭和62年)4月1日以降、移転、閉鎖等によって、ばい煙発生施設をすべて廃止した事業者であっても、汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務がある。

4. 「申告書」等の受理及び点検

(1) 受付窓口の開設

「申告書」等の逸失及び情報漏えいを防ぐため、受付窓口を開設し、事業者からの「申告書」等を適正に受理するようにしてください。

(2) 「申告書」への受理印の押印

用紙申告、FD・CD 申告により「申告書」の持参や提出があったときは、「申告書」上部余白に必ず商工会議所による受理印(商工会議所名、受理日のわかる丸印等)を押印してください。

なお、これが3月中の場合には、事業者へ説明の上で4月1日以降の受理印を押印してください(p.6 参照)。

用紙申告の「申告書」は4枚複写となっており、受理印押印の際は注意してください。

- ・ 1枚目の**機構用**...**受理印**を押印
 - ・ 2枚目の**機構用写**...受理印は不要
 - ・ 3枚目の**商工会議所用**...受理印を押印、**商工会議所にて保管**
 - ・ 4枚目の**事業者用**...提出された場合は受理印を押印、**当該事業者へ確実な方法で返却**
- ※ 3枚目、4枚目は機構へ送らないでください。**

その他の添付書類については次のとおりです。

- ・ 各算定様式(A～E、b様式)...受理印は不要
- ・ 各種届出書(「名称等変更届出書」、「代理人選任・解任届出書」、「電子申告等届出書」)
...**受理印**を押印

(3) 用紙申告の受理及び点検

① 「申告書」の点検

4枚複写のうち**商工会議所用**(3枚目)を控えとして保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに「申告書」の内容を入力してください(「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(p.47～55 参照))。

「申告書」については、「点検マニュアル」「作業チェックシート」(p.25～)に基づき、点検をしてください。記載漏れ・記載誤りについては、以下のとおり対応してください。

<「申告書」の訂正・記載漏れの対応について>

【算定内容に関する箇所】

「申告書」の“⑤汚染負荷量賦課金の計算”、“⑥延納の申請”、“⑦汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳”を指します。

記載漏れや記載誤り等があった場合は、事業者に対して訂正印等による修正等は求めず、記載漏れや記載誤り等のあった箇所への付箋貼付やメモ書き等により、機構へ当該箇所を正確に伝えてください。また、事業者により訂正がなされている場合は、訂正内容を確認してください。



注意

現在分賦課料率は、同じ市町村、区に立地している事業者であっても適用される料率が異なる場合があります。事業者から照会や問合せ等があった場合には、いったん回答を保留し機構まで確認してください。

【算定内容に関する箇所以外】

記載誤りは訂正箇所を二重線により消し、正しい文言を記入するよう指導してください。ただし、申告・納付期限まで日程に余裕がなく、事業者が修正する時間がない場合には、事業者にて電話で確認したうえで、付箋にメモ書きし、「申告書」(1 枚目 **機構用**・3 枚目各地 **商工会議所用**) に貼付してください。

「申告書」が提出された後、事業者から訂正の申し出があった場合は、事業者にて直接訂正させるか、正しい「申告書」と差し替えてください。 申告書を差し替えた場合は、元の「申告書」は事業者にて返却し、重複して機構に送付することがないように注意してください。

② 添付書類の点検

次の書類が添付されているか確認し、添付漏れの場合は提出を依頼してください。

ア 年間排出量の算定の過程を示す書類(各算定様式)

イ 同じ月に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合は、「燃原料の使用量、密度及び硫黄分を相互に関連づけた一覧表」(加重平均一覧表)

ウ 密度及び硫黄分に自社分析値を用いた場合、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記した一覧表

エ A、C または D 様式を使用し、脱硫によって除去される SO_x がある場合は、補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E 様式)

オ B または D 様式の排出ガス測定欄を使用した場合は、排出ガス測定の結果を示す書類(b 様式)

カ E または b 様式による算定が困難な場合は、脱硫効率の算定過程又は排出ガスの測定結果を明らかにする書類

<使用様式ごとの添付書類早見表>

使用様式	使用量、密度及び 硫黄分の一覧表	E 様 式		b 様 式	そ の 他
		脱硫 あり	脱硫 なし		
A 様 式	△※1	○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、 理由、測定データ等を明記した書類
B 様 式	×	×	×	○	
C 様 式	△※2	△※4	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、 理由、測定データ等を明記した書類
D様式	a欄	○	×	×	
	b欄	×	×	○	

※1 同じ月に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※2 ※1の場合に加え、同じ月に硫黄分の異なる製品又は中間製品等を産出し、加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※3 D様式を使用した場合は、助燃剤について加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※4 製品脱硫だけの場合は不要です。

(4) FD・CD 申告の受理及び点検

- ① 印刷した「申告書」と、Excel 雛型ファイルを保存したメディア (FD、CD、USB メモリーなど) があることを確認してください。印刷された「申告書」はコピーして**商工会議所用**として保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに「申告書」の内容を入力してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(p.47～55)参照

印刷された「申告書」及びメディアが提出された後、事業者から訂正の申し出があった場合は、正しい「申告書」及びメディアに差し替えてもらうようにしてください。なお、元の「申告書」及びメディアは事業者に戻却し、重複して機構に送付することがないように注意してください。

- ② FD・CD には、所定のラベルが貼付されているか確認してください。各項目の記載内容が分かれば所定以外のラベルでも構いません。

(5) オンライン申告の点検 (申告状況の確認)

オンライン申告した事業者については、委託業務関連オンラインシステムにアクセスして当該事業者のオンライン申告内容を確認してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(p.34～35)

また、当該事業者の**オンライン申告書情報を印刷して商工会議所用**として保管するとともに、**委託業務関連ファイルシステムに「申告書」内容を入力して下さい。**

なお、「オンライン申告事業者連絡表」の印刷及び機構への送付は 2023 年度より不要となります。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(p.47～59)参照

(6) 硫黄酸化物(SOx)排出量の前年度との比較及び確認

申告方法に関わらず、全ての「申告書」の算定内容箇所中にある硫黄酸化物排出量(現在分)について、前年度「申告書」の数値との比較を行ってください。

前年度「申告書」(控)または「業務実施台帳」の前年度の欄と比較し、前年度と大きく乖離していた場合(前年度より 1/2 以下になった場合 または 5 割増加した場合)は事業者へ連絡して数値等の確認をし、現在分の硫黄酸化物排出量に誤りがないことを確認するなどし、「現在分 Sox 排出状況」(p.19)を機構に報告してください。

 **注意**

- 排出量が少量の場合でも、前年度より 1/2 以下になった場合または 5 割増加した場合には、事業者への確認と、機構への報告を行ってください。
- 確認した内容については、「2023 年度汚染負荷量賦課金申告における現在分 SOx 排出状況(前年度との乖離状況一覧)」により、「申告書」等の送付時に併せて機構へ提出してください(記入例は p.19 参照。別途、日本商工会議所から記入様式のデータを CCI スクエア等で提供いたします)。
- 「2023 年度汚染負荷量賦課金申告における現在分 SOx 排出状況(前年度との乖離状況一覧)」は、**事業者に作成、送付させるのではなく、各地商工会議所にてとりまとめてください。**

(7) 各種届出書の受理確認

- ① 「代理人選任・解任届出書」については、**届出者が代表者となっているかを確認**してください。
- ② 「名称等変更届出書」については、届出者が代表者または代理人となっているか確認してください。届出者が代表者又は代理人でない場合は、再提出を依頼してください。

(8) 「申告書」の保管

「申告書」等を商工会議所内で保管する場合は、鍵のかかる棚に収納して施錠するとともに、他の書類と混ざらないようにするなど、個人情報、法人情報を適切に管理してください。

5. 申告状況の確認・連絡

日本商工会議所からの依頼(CCI スクエア、メール)に基づき、申告・納付期限時点における申告件数と、事業者の状況(電話等の連絡がつかない未申告事業者等)を連絡してください。

6. 未申告事業者に対する指導

申告・納付期限までに「申告書」の提出がない事業者に対しては、次の手順で指導してください。

(1) 電話等による申告・納付の督促を行ってください。

なお、電話等によって督促を行ったにも関わらず、申告・納付を行わない事業者については、可能な限り事業者に出向いて、申告・納付の督促を行ってください。

具体的には、例えば中小企業の場合には代表者等と面談し、業況を聴取してください。入手が可能であれば、財務状況を確認できる決算書類(B/S、P/L、法人税確定申告書 別表一(一)、四、五(一)、七(一))を機構まで送付してください。

また、清算中等の場合には、代表清算人等の連絡先の把握に努めてください。

(2) 未申告事業者に対して実施した督促状況及び事業者の状況確認の内容を、委託業務関連ファイルシステムより「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」に記入し、機構へ引き継いでください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(p.44、53～55、60～69)参照

7. 事業者の申告の記録

委託業務関連ファイルシステムより、申告の状況等を「業務実施台帳」に記録してください。未申告の事業者がある場合には、可能な限り未申告となっている状況を当該ページに記録してください。

入力者がチェックした後に再度、担当管理職を含めた 2 人以上の体制で確認するなど、正確な入力に努めてください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(p.70～72)参照

8. 「申告書」等の機構への送付

(1) 「申告書」等の送付

「申告書」等の機構への送付は、本徴収関連業務の中で最も重要な事項ですので、間違のないように行ってください。

① 遅くとも申告・納付期限後 **10 日以内に機構へ到着**するよう送付してください。

遅れて提出された「申告書」等については、委託業務関連ファイルシステムに「申告書」内容を入力のうえ、速やかに機構へ送付してください。

② 「申告書」及び添付書類は、機構から配布するクリアファイル 1 セットにつき 1 事業者ずつ入れるようにしてください。複数の事業者分の「申告書」及び添付書類を 1 つのクリアファイルに入れないようにしてください。

FD・CD 申告の場合、提出されたメディアについては、クリアファイル表面の収納スペースに確実に入れるようにしてください。(p.2 参照)

また、クリアフォルダをホッチキス留めしないでください。

使用せずに余ったクリアフォルダについては、次年度も利用いたしますので、機構へ「申告書」等を送付する際に同封して返送してください。

③ 委託業務関連ファイルシステムから申告種類ごとに

- ・ 用紙申告 「申告書送付表(用紙申告分)」
- ・ FD・CD 申告 「申告書送付表(FD・CD 申告分)」

をそれぞれ作成して機構へ申告書類と一緒に送付してください。

なお、オンライン申告用の「オンライン申告事業者連絡表」は、2023年度より提出は不要となります。

これら「申告書送付表」は、4枚1組となっています。すべて印刷したうえで、1枚目の「商工会議所用」は商工会議所で保管し、2～4枚目の機構用を「申告書」とともに送付してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(p.56～59)参照

④ ③で作成した「申告書送付表(用紙申告分)」及び「申告書送付表(FD・CD 申告分)」の記載順に、②で用意したクリアフォルダに入れた「申告書」を並べ、「申告書送付表」に記載した事業者分ごとに輪ゴム等でまとめてから梱包してください。

⑤ 送付の前に、「申告書」と「申告書送付表」の情報を照合し、賦課金番号、事業者名、工場・事業場名を確認してください。

⑥ 「申告書」等の送付にあたっては、個人情報、法人情報が含まれるため、送付記録が残りかつ受取の確認ができる手段(書留郵便小包又は宅配便等)により確実に行ってください。普通郵便は不可です。

⑦ 差替えや添付書類の不備等の理由で、一部の「申告書」にかかる送付が遅れている場合は、その旨の連絡文書等を添付のうえ、送付可能な「申告書」等を優先して機構へ送付してください。

⑧ 「4. (6) 硫黄酸化物(SOx)排出量の前年度との比較及び確認」(p.15)で硫黄酸化物(SOx)排出量の大幅な乖離があった場合には、「2023年度汚染負荷量賦課金申告における現在分SOx排出状況(前年度との乖離状況一覧)」を併せて送付してください。

(2) 「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」等の提出

「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を作成してください。なお、本業務についての従事日報の作成や提出は不要です。

- ① 「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」は、委託業務関連ファイルシステムにより作成し、**事業実績データ(「事業者.csv」、「事業実績.csv」、「業務実施台帳.csv」)を6月15日～30日までの間に機構にデータ送信してください。**

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(p.30～32、63～72)参照

- ② 「委託事業実績書」に係る「申告書」提出協力要請、「申告書」等の点検状況については可能な限り把握し、その数値等を記入してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(p.71～72)参照

9. 徴収実施期間後の事業者からの相談

徴収実施期間(3月1日から6月14日までの間)後に、事業者から相談があった場合は誠実に対応し、必要に応じて相談内容を機構へメールまたは電話にて連絡してください。

10. 帳簿等の保存

「委託事業実績書」、「業務実施台帳」、「申告書」の商工会議所控は、**5年間保存**してください。なお、6年目以降に廃棄する際は、個人情報、法人情報が含まれているため、漏えい等がないよう確実な方法で処分してください。

IV. 点検要領・記載例

1. 20XX年度汚染負荷量賦課金申告における現在分SOx排出状況（前年度との乖離状況一覧） 記載例

〇〇 商工会議所

No.	汚染負荷量 賦課金番号 (8桁)	納付義務者名称	対象工場・事業場名称	前年度の 現在分SOx排出量との 乖離状況	理由（複数回答可）
1	01122334	(株)□□	第一プラント	<input checked="" type="checkbox"/> 前年度比 1/2以下 <input type="checkbox"/> 前年度比 5割増	<input checked="" type="checkbox"/> 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 <input checked="" type="checkbox"/> 燃原料の転換、変更によるもの。 <input type="checkbox"/> 脱硫効率の変動によるもの。 <input type="checkbox"/> その他 ()
2	05566778	△△産業(株)	〇〇工場	<input type="checkbox"/> 前年度比 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> 前年度比 5割増	<input checked="" type="checkbox"/> 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 <input type="checkbox"/> 燃原料の転換、変更によるもの。 <input type="checkbox"/> 脱硫効率の変動によるもの。 <input type="checkbox"/> その他 ()
3	07890123	××化学工業(株)	本社工場	<input checked="" type="checkbox"/> 前年度比 1/2以下 <input type="checkbox"/> 前年度比 5割増	<input type="checkbox"/> 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 <input type="checkbox"/> 燃原料の転換、変更によるもの。 <input type="checkbox"/> 脱硫効率の変動によるもの。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (SOx濃度が低下したため。)
				<input type="checkbox"/> 前年度比 1/2以下 <input type="checkbox"/> 前年度比 5割増	<input type="checkbox"/> 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 <input type="checkbox"/> 燃原料の転換、変更によるもの。 <input type="checkbox"/> 脱硫効率の変動によるもの。 <input type="checkbox"/> その他 ()
				<input type="checkbox"/> 前年度比 1/2以下 <input type="checkbox"/> 前年度比 5割増	<input type="checkbox"/> 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 <input type="checkbox"/> 燃原料の転換、変更によるもの。 <input type="checkbox"/> 脱硫効率の変動によるもの。 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 本表は、当年度申告書のSOx排出量(現在分)が、前年度比で1/2以下又は5割増の事業者について確認のうえ作成し、機構へ提出してください。

20XX年度 各地商工会議所別委託事業実績書
(汚染負荷量賦課金)

〇〇 商工会議所

2. 申告書未提出事業所一覧

市区郡名 賦課金番号	事業所名	未提出となった状況
A市 01111-55,5	(株)S組	再三の提出要請にもかかわらず未提出。 対応者 管理課 〇〇氏 TEL 000-0000
A市 04567-23,4	C建設工業(株)	所在不明 申告書類も宛先不明で返送された。 現地の確認状況は、別紙を参照
B郡T町 03333-11,1	T物産(株)第二工場	5/17、5/22、6/6、6/12、6/14 担当の〇〇氏が対応 申告の了承を得たが未提出。
C市 01234-77,7	(株)〇〇〇〇	〇〇管轄へ申告書を提出した。(〇〇管轄の提出確認済)
C市 05577-12,3	△△△△(株)△△工場	ハガキ、電話にて督促。制度に対して納得できないとのこと。 対応者 社長〇〇氏 TEL 000-0000

●「未提出となった状況」欄は、「委託業務関連ファイルシステム」→「実績書の作成/印刷」→「未申告データ入力」から入力してください。

3. 説明・相談開催状況及び資料送付状況

説明・相談開催の日時	
説明・相談開催の場所	
出席者数及び事業者数	事業者 事業者 事業者
説明・相談開催通知数	
説明・相談会資料送付部数	部
説明・相談会当日資料配布	部

〈説明・相談会での質疑及び問題点〉

- ・脱炭効率の算定方法について
- ・A事業者において発電部門のみが別会社として分離独立したが、今後の申告方法はどうか。

4. 窓口相談及び電話相談

窓口相談 件数	電話相談		合計	
	件数	事業者数	件数	事業者数
39	32	57	48	96
				80

〈主な内容〉

- ・一覧表の作成方法について
- ・清掃工場を移転する予定であるが、今後の申告はどうか。
- ・賦課料率の今後の見直しについて

6. 申告書等の点検

申告書総数	誤り事項			誤り総数
	記載もれ	計算誤り	添付書類不備	
78	21	4	10	35
※1(7)				
※2(3)				

※1()内はうち数でFD申告、※2()内はうち数でオンライン申告の件数。

〈主な誤り及び指導内容〉

- ・資金、最大排出ガス量の記入漏れ。
- ・添付書類の不備等について、事業者に連絡し、是正するよう依頼した。

7. 指導員の氏名

氏名	商工会議所における役職
環境太郎	振興課 課長
環境明夫	振興課 係長
環境花子	振興課

8. 機構へ送付する申告書等

(申告書)		(諸届出書)	
送付月日	送付件数	送付月日	送付件数
5・17	64	5・17	9
5・24	14	5・31	4

9. 機構に対する連絡事項

- ① A興産(株)とB石油精製(株)が20XX年〇月〇日に合併の予定。
- ② K合板(株)は不況のため、20XX年〇月いっぱいまで廃業。
- ③ S市清掃工場センター、20XX年〇月に移転計画あり。

5. 申告書提出協力要請

期限 内 後	電話		メール等		面接		合計	
	件数	事業者数	件数	事業者数	件数	事業者数	件数	事業者数
	80	80	0	0	3	2	83	82
	32	26	26	26	4	3	62	55

●この様式は、「委託業務関連ファイルシステム」→「実績書の作成/印刷」→「事業実績の入力」から入力してください。

3. 業務実施台帳記載例

業務実施台帳 (汚染負荷量賦課金)

賦課金番号		55555-12.3		商工会議所名		〇〇商工会議所	
事業者名		青空工業(株)仙台工場		業種名		鉄鋼業	
所在地		〒000-0000 東京都XXXX区XXXXX0丁目0番地0号		電話		03-1234-5678	
送付先		〒000-0000 東京都XXXX区XXXXX0丁目0番地0号		電話		03-1234-5678	
区分	年度	20XX年度	オンライン申告	20XX年度	オンライン申告	地域区分	
説明・相談会への出欠状況等について記載する欄 ・説明・相談会及び電話等で指導事項あるいは相談を受けた事項について記載する。 ・申告書類等が未提出の事業所に対する督促等の状況について記載する。	作成者担当所属課	環境課	オンライン申告	20XX年度	環境課	その他地域	
	作成担当者氏名	大気 守			大気 守		
	申告書受理年月日	20XX年5月12日			20XX年5月10日		
	1時間当たりの最大排出ガス量	92.018 m ³ N/h			92.018 m ³ N/h		
	4月1日現在の資本金	6,230,000 千円			6,230,000 千円		
	過去分SO _x 累積換算量	41,278 m ³ N/算定基礎期間			41,278 m ³ N/算定基礎期間		
	前年のSO _x 排出量	31,178 m ³ N/年			31,178 m ³ N/年		
	過去分賦課料率	51.11 円/m ³ N			51.02 円/m ³ N		
	現在分賦課料率	120.89 円/m ³ N			128.12 円/m ³ N		
	過去分賦課金	2,109,718 円			2,106,003 円		
現在分賦課金	3,769,108 円			3,994,525 円			
汚染負荷量賦課金	5,878,800 円			6,100,500 円			
納付第1期(全期)	1,469,700 円			1,525,200 円			
延納付第2期	1,469,700 円			1,525,100 円			
有・無	有			有			
第3期	1,469,700 円			1,525,100 円			
第4期	1,469,700 円			1,525,100 円			
説明・相談会への出欠状況等について記載する欄	担当者出張中のため	説明・相談会に	欠席	担当者	のほか	経理担当者も出席	説明・相談会に
説明・相談会及び電話等で指導事項あるいは相談を受けた事項について記載する。	4/25 A様式の記入について 5/10 加重平均表の作成について	4/25 申告期限についての確認 4/25 燃料種類別の算定について 5/2 日様式算定の測定回数について	電話あり(大気氏)	4/10 申告期限についての確認 4/25 燃料種類別の算定について 5/2 日様式算定の測定回数について	申告書作成についての相談や、指導した事項を具体的に記入してください。		
申告書類等が未提出の事業所に対する督促等の状況について記載する。	5/11 例年遅延申告しているのので、葉書によって期限内申告を要請した結果、本年は期限内に申告があった。	5/10 電話の間に期限内申告につき、念押し。 5/14 納付手続完了後、申告書持参(大気氏)	未申告事業者の督促状況等を、具体的に記入してください。				
備考	名称変更届 有 代理人届 有	名称変更届 有	要望、意見等を記入してください。				

業務実施台帳は、下記の要領で記載してください。

こちらは、「委託業務関連ファイリングシステム」の「申告書入力画面」で入力したデータが反映されていますので、記載する必要はありません。

説明・相談会に出席か又は欠席か、該当する方を選択してください。

申告書作成についての相談や、指導した事項を具体的に記入してください。

未申告事業者の督促状況等を、具体的に記入してください。

要望、意見等を記入してください。

届出書の有無は、「委託業務関連ファイリングシステム」の「申告書入力画面」で入力したデータが反映されます。

4. 商工会議所一覽

受託事業者: 日本商工会議所

再委託先: 各地商工会議所 (156か所)													
都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名				
北海道	函館 札幌 旭川 室蘭 釧路 帯広 北見 稚内 紋別 苫小牧	千葉	銚子 千葉 船橋 木更津 市川 松戸 柏 市原 野田	福井	福井 敦賀	大阪	大阪 堺 東大阪 泉大津 高槻 岸和田 貝塚 茨木 吹田 八尾 豊中 泉佐野 北大阪 守口門真	山口	下関 宇部 防府 徳山 岩国 小野田				
				山梨	甲府								
				長野	長野 松本								
				岐阜	岐阜 大垣 多治見 土岐								
		青森	青森 弘前 八戸	東京	東京 八王子 武蔵野 立川			静岡	静岡 浜松 沼津 三島 富士 磐田	兵庫	神戸 姫路 尼崎 明石 西宮 伊丹 高砂 加古川	徳島	徳島
												香川	高松
		岩手	盛岡	神奈川	横浜 横須賀 川崎 小田原箱根 平塚 藤沢 茅ヶ崎 厚木 秦野 鎌倉 相模原			愛知	名古屋 岡崎 豊橋 半田 一宮 蒲郡 豊川 刈谷 豊田 安城 春日井 稲沢	奈良	奈良	愛媛	松山 新居浜
												福岡	福岡 久留米 北九州 大牟田
		宮城	仙台	新潟	新潟 上越 長岡			三重	四日市 津 鈴鹿	和歌山	和歌山	高知	高知
		秋田	秋田							富山	富山 高岡 射水	鳥取	鳥取
山形	山形 酒田	石川	金沢 小松	滋賀	大津 京都 舞鶴	岡山	岡山 倉敷 備前	佐賀	佐賀				
福島	福島 いわき							京都	京都 舞鶴	長崎	長崎 佐世保		
茨城	水戸 土浦 日立 下館	富山	富山 高岡 射水	三重	四日市 津 鈴鹿	岡山	岡山 倉敷 備前	熊本	熊本				
栃木	宇都宮 足利							奈良	奈良	大分	大分		
群馬	高崎 前橋	石川	金沢 小松	滋賀	大津 京都 舞鶴	岡山	岡山 倉敷 備前	宮崎	宮崎				
埼玉	川越 川口 熊谷 さいたま 所沢 飯能							鹿児島	鹿児島				
						広島	広島 呉 福山 大竹	沖縄	那覇				

V 点検マニュアル・作業チェックシート
(日本商工会議所 作成)

1. 汚染負荷量賦課金申告書点検要領

2023年度汚染負荷量賦課金申告書

2023年5月10日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

受付
2023. 5. 11
商工会議所

①	申告区分	賦課金区分	汚染負荷量賦課金番号	納付義務者番号	工場・事業場	C・D
	1 0	1	0 3 3 0 9	0	1	2

②	(フリガナ) 納付煙発生施設等設置者	カナガワケン カワサキシ サイワイク オオミヤチョウ 1310				
	(イ) 住所	郵便番号	神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310番地			
	(フリガナ) (ロ) 氏名又は名称	アオゾラ コウギョウ カブシキガイシャ 青空工業株式会社				
	(フリガナ) (ハ) 代表者氏名	電話番号	012 - 345 - 6789			
	(フリガナ) (ニ) 代表者氏名	(フリガナ) (-) 代理人	アオゾラ イチロウ 青空 一郎 同左 大森 一夫			
	(ホ) 資本金	兆	十億	百万	千円	
			6 2 3 0	0 0 0	3 7	6 2 3 0 0 0

③	(フリガナ) 対象工場・事業場	ミヤギケン センダイシ ミヤギノク ミナト 1-2-3				
	(イ) 所在地	郵便番号	宮城県 仙台市 宮城野区 港 1丁目2-3			
	(フリガナ) (ホ) 名称	電話番号	センダイ コウジョウ 仙台工場			
	(フリガナ) (ハ) 工場長の氏名	(ニ) 業種名	④	立方メートル/時		
			1時間当たりの最大排出ガス量	百万	千	円
		大森 一夫	鉄鋼業	9 2 0	0 6	0 7

⑤	汚染課金の荷計算	(イ) 硫酸化物排出量	(ロ) 単位排出量当たり賦課金 (円/立方メートル)	(ハ) (イ) × (ロ) 汚染負荷量賦課金額
		過去分	円 銭	円 銭
		4 1 2 3 3	5 1 . 0 2	2 1 0 3 7 0 7
	現在分	前年の排出量 (立方メートル/年)	1. 2. 3. 4.	円 銭
		3 1 1 6 3	5 6 . 1 2 8 . 1 2	3 9 9 2 6 0 3
	⑥ 延納の申請	(イ) する (ロ) しない		合計
		(イ) する		6 0 9 6 3 0 0

⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳							
(イ)	全期又は第1期 (初期)	(ロ) 第2期	(ハ) 第3期	(ニ) 第4期			
	十億 百万 千 円 十億 百万 千 円 十億 百万 千 円 十億 百万 千 円						
	1 5 2 4 3 0 0	1 5 2 4 0 0 0	1 5 2 4 0 0 0	1 5 2 4 0 0 0			

A 3 B 2 (92016) (0401) 仙台

E 6 b 1 2

注) 「事業者用」裏面の注意をよく読んで記入してください。

作成	所属課 環境課
担当者	電話番号 012-345-6789 (内123)
	フリガナ タイキ マモル
	氏名 大 気 守

プリント又は手書きによる記入があるか。

記載洩れはないか。名称等に変更がある場合は変更理由を確認のうえ、名称等変更届出書を提出するように指導する。

会社組織の法人については2023年4月1日現在の資本金が記入されているか。資本金が無い場合は0が記入されているか。

プリント又は手書きによる記入があるか。

該当する記号等が○で囲まれているか。

前年の最大排出ガス量

記入があるか。

提出年月日の記入があるか。

商工会議所の受領印が押されているか。

2021年度より、社印、代表者印又は代理人印の押印は不要となったので注意。※押印していても受理する

代理人による申告を希望する場合のみ記入。代理人の変更又は新たに代理人を選任した場合、代理人選任届出書が提出さ

前年申告時の資本金額

2023年4月1日現在のばい煙発生施設の最大排出ガス量の合計が記入されているか。

灰色部分(⑤~⑦)は算定内容箇所であるため、記入漏れや記入誤りがあった場合は、事業所に訂正印等による修正は求めず、記載漏れ、記載誤りのあった箇所への付箋貼付やメモ書等で機構へ当該箇所を正確に伝えること。

算定内容箇所について、事業所により修正等がなされている場合は、訂正内容を確認すること。

※灰色部分以外の記載漏れは事業者

右上部 申告書の1枚目(機構用)の右上余白の日付を確認して受領印(各地商工会議所のもの)を押印してください。

受領印については、裏面の「【参考】申告書への受領印押印要領」をあわせてご参

2枚目(機構用写)には押印しないでください。

3枚目(商工会議所用)の右上余白の日付を確認して受領印(各地商工会議所のもの)を押印してください。

4枚目(事業者用)は、本来、会議所への提出は不要ですが、提出があった場合は右上余白の日付を確認して受領印(各地商工会議所のもの)を押印し、確実な方法(書留等)で返却してください。

欄① 申告区分/賦課金区分/汚染負荷量賦課金番号

プリント又は手書きによる記入があるか確認してください。

欄② 納付義務者(ばい煙発生施設等設置者)

記載洩れがないか、また、変更がある場合は、①変更理由および②名称等変更届出書(必要な確認書類含む)を提出済みかについて事業者を確認してください。未提出の場合は名称等変更届出書等を提出いただいでください(ただし、代表者だけの変更の場合は提出不要です)。※詳細は手引きP11参照

(ロ) 氏名又は名称/ (ハ) 代表者氏名

2021年度より、社印・代表者印の押印は不要となりました。

(二) 同左代理人

代理人を選任した場合、記入されているか確認してください(押印は不要)。代理人の変更又は新たに代理人を選任した場合は、代理人選任・解任届出書を提出済みかについて事業者を確認してください。未提出であれば提出を依頼してください。

(ホ) 資本金

会社組織の法人については4月1日現在の資本金を必ず記入してもらってください。また、資本金が無い場合は0を記入していただいでください。※「資本金が無い場合」の例：地方公共団体等

欄③ 対象工場・事業場

記載洩れがないか、また、変更がある場合は、①変更理由および②名称等変更届出書(必要な確認書類含む)を提出済みかについて事業者を確認してください。未提出の場合は名称等変更届出書等を提出いただいでください(ただし、代表者だけの変更の場合は提出不要です)。※詳細は手引きP11参照

欄④ 1時間当たりの最大排出ガス量

4月1日現在のばい煙発生施設の1時間当たりの最大排出ガス量の合計が記入されているか確認してください。

・最大排出ガス量が未記入の場合、納付義務者に確認してください。なお、申告書下部に前年の最大排出ガス量が記載されておりますので参考にしてください。

・ばい煙発生施設を全て廃止(工場閉鎖、移転等)した場合は、0と記入していただいでください。

欄⑤ 汚染負荷量賦課金の計算(※)

(イ) 硫黄酸化物排出量

過去分 プリント又は手書きによる記入があるか確認してください。

現在分 前年度の申告書(控)または「業務実施台帳」の前年度の欄と比較し、前年度と大きく乖離していた場合(前年度より5割増加した場合又は2分の1以下になった場合)は、事業所へ連絡して数値等の確認を行ってください。確認された内容については、所定の様式(手引きP19参照)に記入のうえ、申告書と一緒に機構へ提出してください。

(ロ) 単位排出量当たり賦課金(円/立方メートル)

該当する数字が○で囲まれているか確認してください。

(ハ) 汚染負荷量賦課金額

過去分 1982年(昭和57年)～1986年(昭和61年)までのSO_x累積換算量×過去分賦課料率=過去分汚染負荷量賦課金額(1円未満切り捨て)

現在分 2022年1月1日～2022年12月31日までのSO_x排出量×現在分賦課料率=現在分汚染負荷量賦課金額(1円未満切り捨て)

合計 過去分汚染負荷量賦課金額+現在分汚染負荷量賦課金額=汚染負荷量賦課金額(100円未満切り捨て)

欄⑥ 延納の申請(※)

該当する記号が○で囲まれているか確認してください。

欄⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳(※)

延納しない場合は合計金額を必ず(イ)欄に記入していただいでください。

右下部 作成担当者 記入があるか確認してください。

申告書の訂正・記載漏れの対応について

算定内容箇所以外（欄①～④）については、事業所に、記載漏れは記載していただき、記載誤りは訂正箇所を二重線により消し、必要に応じて余白等に正しい文言を記入していただいでください。ただし、申告・納付期限まで日程に余裕がなく、事業所が修正する時間がない場合には、事業所に電話で確認した上で、付箋にメモ書きし、申告書（機構用・各地商工会議所用）に添付してください。

（※）算定内容箇所（欄⑤～⑦）については、記載漏れや記載誤り等があった場合は、事業所に対して二重線による修正等は求めず、記載漏れや記載誤り等のあった箇所への付箋貼付やメモ書き等により、機構へ当該箇所を正確に伝えてください。

申告書が提出された後、事業所から訂正の申し出があった場合は、事業所に直接訂正いただくか、正しい申告書と差し替えていただいでください。申告書を差し替えた場合は、元の申告書は事業所に返却し、重複して機構に送付することがないように注意してください。

2. 申告書添付書類の確認

(1) A、B、C、D、E、b様式の書類の有無・記入等

○書類の有無について

- ・申告書の左下に、前年度の申告書に添付されていた算定様式の種類と枚数がプリントされているので、今回提出された様式の種類と枚数が、それと同じかどうか確認してください。

○書類の記入について

- ・「2023年度 汚染負荷量賦課金申告書類作成マニュアル」に記載してある各様式の記載例を参考に確認してください。
- ・特に、下記項目に記載漏れがないか確認してください。

①A、B、C、D様式の書類

⇒「賦課金番号」、「工場・事業場名」、「No.」、「脱硫の有無（Cは種類）」、「施設名（Dは記載欄なし）」

②E、b様式の書類

⇒「工場・事業場名」

○A様式書類について

- ・燃原料の種類

⇒例えば、前年度の申告・納付以降、年度途中でA重油から都市ガスに変更した場合は、A様式を2枚提出する必要があります。

【注】用紙申告とFD・CD申告の混在が多く見られます。混在していないかを必ずご確認いただき、混在している場合は、納付義務者への指導をお願いいたします。

(2) 納付書・領収証書の有無

○写しも含め添付は不要です。

(3) 代理人選任・解任届出書、名称等変更届出書の有無

以下の届出書は、申告書と同様、納付義務者の押印は不要です（会議所の受領印は必要）。

○代理人選任・解任届出書

- ・代理人を新たに選任した場合または変更した場合に必要です。

※別途提出している場合は不要です。

○名称等変更届出書

- ・納付義務者や申告対象工場・事業場、申告書等送付先の名称、住所を変更した場合に必要です。

※代表者だけの変更の場合は不要です。

- ・工場等の移転・閉鎖により、ばい煙発生施設等を廃止した場合に必要です。

※ばい煙発生施設の全面廃止、または、工場等を移転した場合は、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（都道府県知事または市区町村長に提出したものの写し）の添付が必要です。

（別掲参照）

(別掲)「名称等変更届出書」の添付書類一覧

名称変更の理由	添付資料
全面廃止又は工場移転	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（写）
合併	①合併契約書（写） ②会社登記簿謄本（写）
会社分割・事業譲渡	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書（写） ②分割契約書（写）、事業譲渡契約書（写）など ③会社登記簿謄本（写）
施設の賃貸借・譲渡、 土地・建物の信託の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書（写） ②賃貸契約書（写）、施設譲渡契約書（写）、土地信託契約書（写）、 土地信託受益権売買契約書（写）等のうち、変更内容に該当するもの ③会社登記簿謄本（写）

(4) 添付書類の不備について

○申告書等は預かり、不備のあった添付書類は後日郵送してもらうようにしてください。

○すべての書類が届いた時点で受領印を押印してください。

【参考】申告書への受領印 押印要領

機構用

申告書
<1枚目>

右上余白の日付を確認して受領印を押印。
※押印忘れが多いので、お気を付けてください。

機構用写

申告書
<2枚目>

商工会議所の受領印は押印しない

商工会議所用

申告書
<3枚目>

- 右上余白の日付を確認して受領印を押印。
- 商工会議所で保管してください。
- 機構へ送付しないでください。
機構への送付が多く見られますので、ご注意ください。

事業者用

申告書
<4枚目>

- 商工会議所への提出は不要。
- 提出があった場合は、右上余白の日付を確認して受領印を押印し、確実な方法(書留等)で事業者に戻却してください。
- 機構へ送付しないでください。
機構への送付が多く見られますので、ご注意ください。

「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」申告関係書類の送付・受理・点検作業チェックシート

No.	確認項目	チェック欄
A. 商工会議所から事業者への申告関係書類の送付		
1	3月1日以降に委託業務オンラインシステムから「納付義務予定者名簿」をダウンロードし、環境再生保全機構より、申告関係書類がそれぞれ必要部数届いていることを確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
2	事業者へ送付する申告関係書類を抽出する作業の後、当該事業所の申告方法に沿った資料が抽出されていることを確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
3	事業者へ送付する申告関係書類を抽出する作業の後、「納付義務者情報」が記載されている書類が当該企業の郵送物として組まれている（＝異なる事業者の書類が入っていない）ことを確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
4	封入前に、申告関係書類に書かれている事業者名と封筒の宛先ラベルが一致しているかどうか確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
5	抽出作業終了後、および封入後など複数回にわたって送付物の内容確認を複数人・複数階層により行いましたか。	<input type="checkbox"/>
6	納付義務予定者名簿に記載されたすべての事業者に対して、機構の指示に基づいて事業所に4月上旬に到着するよう送付しましたか。 ※「納付義務予定者名簿」の最終版は3月31日に委託業務オンラインシステムにアップロードされます。	<input type="checkbox"/>
B-1. 申告書等の受理・点検（用紙申告）		
1	申告書（複写4枚つづり）の1枚目（機構用）、3枚目（商工会議所用）に商工会議所の受理印（商工会議所名が分かる角印など）を押印しましたか。※2枚目（機構用写）の押印は不要。4枚目（事業者用）は提出があった場合に押印すること。	<input type="checkbox"/>
2	申告書の3枚目（商工会議所用）を商工会議所にて確実に保管しましたか。	<input type="checkbox"/>
3	申告書の4枚目（事業者用）の提出があった場合、商工会議所の受理印を押印し、当該事業所へ確実な方法で事業者へ返還しましたか。	<input type="checkbox"/>
4	添付書類に不備がないか点検しましたか（「汚染負荷量賦課金徴収業務の手引き」14ページ参照）。 ※各算定様式（A～E、b様式）には受理印は不要、各種届出書（「名称等変更届出書」「代理人選任・解任届出書」「電子申告等届出書」）の提出があった場合は受理印が必要	<input type="checkbox"/>
5	委託業務関連ファイルシステムに用紙申告をした全事業所の申告書内容を入力しましたか。	<input type="checkbox"/>
6	算定様式がメディアの提出など、申告形態が混在していませんか。	<input type="checkbox"/>
B-2. 申告書等の受理・点検（FD・CD申告）		
1	印刷された申告書とExcel離型ファイルを保存したメディア（FD・CD、USB等）があることを確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
2	申告書に商工会議所の受理印を押印しましたか。	<input type="checkbox"/>
3	受理印の押印がされた申告書をコピーし、「商工会議所用」として確実に保管しましたか。	<input type="checkbox"/>
4	委託業務関連ファイルシステムにFD・CD申告をした全事業所の申告書内容を入力しましたか。	<input type="checkbox"/>
5	「提出年月日」、「汚染負荷量賦課金番号」、「納付義務者および対象工場・事業場の名称」および「保存データ内容」を記載した所定のラベルがFD・CD等のメディアに貼付されているか確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
B-3. 申告書等の受理・点検（オンライン申告）		
1	委託業務関連オンラインシステムにアクセスして、すべてのオンライン申告事業所のオンライン申告内容を確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
2	すべてのオンライン申告事業所について、オンライン申告書情報を印刷し、「商工会議所用」として確実に保管しましたか。	<input type="checkbox"/>
3	委託業務関連ファイルシステムにオンライン申告をした全事業所の申告書内容を入力しましたか。	<input type="checkbox"/>
C. 硫黄酸化物（SOx）排出量の前年度との比較及び点検		
1	申告方法に関わらず、全ての「申告書」の算定内容箇所中にある硫黄酸化物排出量（現在分）について前年度「申告書」数値と比較を行いましたか。前年度より大きく乖離していた場合（前年度より1/2以下または、5割増加）は事業者の数値等を確認し、「2023年度汚染負荷量賦課金申告における現在分Sox排出状況（前年度との乖離状況一覧）」により機構へ報告を行ってください。 ※2023年度汚染負荷量賦課金申告における現在分Sox排出状況（前年度との乖離状況一覧）は申告書等と一緒に機構へ送付してください	<input type="checkbox"/>
D. 申告書等の機構への送付		
1	申告書および添付書類は、機構から配布されたクリアフォルダに「1事業所ごとに1セットずつ」入れましたか。 ※複数の事業所分の「申告書」及び添付書類を1つのクリアフォルダに入れないでください	<input type="checkbox"/>
2	委託業務関連オンラインシステムから申告形態ごとに「申告書送付表（用紙申告分）」、「申告書送付表（FD・CD申告分）」、「オンライン申告事業者連絡表（オンライン申告）」を作成・印刷し、申告関係書類と一緒に送付のセットをしましたか。	<input type="checkbox"/>
3	「申告書送付表（用紙申告分）」と「申告書送付表（FD・CD申告分）」を混在させていませんか。	<input type="checkbox"/>
4	「FD・CD申告」に、紙の申告書はセットされていますか。	<input type="checkbox"/>
5	「申告書送付表（用紙申告分）」又は「申告書送付表（FD・CD申告分）」については、記載順にクリアフォルダに入れた申告書等を並べ、記載した事業所分ごとに輪ゴム等でまとめて梱包しましたか。	<input type="checkbox"/>
6	送付先は「環境再生保全機構」となっていますか。	<input type="checkbox"/>
7	送付記録が残り、かつ受け取りの確認ができる手段（宅配便または書留郵便小包等。普通郵便は不可）で送付しましたか。 ※遅くとも申告・納付期限後10日以内に機構へ到着するよう送付してください	<input type="checkbox"/>
8	委託業務関連オンラインシステムにより「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を作成し、事業実績データ（「事業所.csv」「事業実績.csv」「業務実施台帳.csv」）を6月15日～30日までの間に入力しましたか。 ※「委託事業実績書」、「業務実施台帳」、「申告書」の商工会議所控は5年間保存してください	<input type="checkbox"/>

※必ずチェックリストによるチェックを行ってください。（例年、チェック内容を確認されずに機構に送付される例がございます）

○相談窓口設置期間内（3月1日から6月14日）の問い合わせ先

■ 日本商工会議所 産業政策第二部

TEL : 03-3283-7836 E-mail :sangyo2@jcci.or.jp

・まずはこちらにお問い合わせください

○相談窓口設置期間外の問い合わせ先

■ 独立行政法人 環境再生保全機構

補償業務部 業務課 業務・管理チーム

TEL : 044-520-9544 E-mail : h-gyoumu@erca.go.jp

・制度一般に関すること（制度、賦課料率、納付義務など）

・納付書、ペイジーに関すること

補償業務部 業務課 補償情報システムチーム

TEL : 044-520-9545 E-mail : h-densan@erca.go.jp

・委託業務関連オンラインシステムについて

・「オンライン申告」、「電子申告等届出書」に関すること

補償業務部 調査管理課 審査・調査チーム

TEL : 044-520-9550 E-mail : h-chousa@erca.go.jp

・申告書類作成に関すること

（賦課金の計算方法、各種算定様式、SOx 排出量の計算、脱硫効率など）

・合併など組織変更に関すること（工場の移転、廃止、合併・分割、譲渡など）

・「名称等変更届出書」に関すること



〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

ミュージア川崎セントラルタワー 8F

FAX 044-520-2133



← 賦課金特設サイトにチャットボットがごさいます



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。